

## セルフエステ b project コース会員規約

### 第 1 条 (目的)

当社は、当社が運営するセルフエステ b project に関して、会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、b project コース会員規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

### 第 2 条 (定義)

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号の定める意味で用います。

- (1) 「本施設」とは、当社が運営するセルフエステ b project のことをいいます。
- (2) 「入会」とは、第 4 条の手続きを行い、当社との間で本施設を月々の定額制にて利用する契約を行うことをいいます。
- (3) 「会員」とは、入会手続きが完了した利用者のことをいいます。
- (4) 「入会日」とは、第 4 条第 1 項に定める契約が成立した日をいいます。
- (5) 「休会」とは、会員からの申し出に基づき、会員の本施設利用の権利を一時的に停止することをいいます。
- (6) 「退会」とは、会員からの申し出に基づき、当社と利用者との間の契約関係を終了させることをいいます。

### 第 3 条 (会員資格)

会員は、次の各号すべてに適合する方に限ります

- (1) 別途当社が定める「b project 施設利用規約」第 4 条で規定する利用資格に適合する方
- (2) 本規約を遵守できる方
- (3) 過去に会員だった方については、退会日から 3 ヶ月以上経過している方

### 第 4 条 (入会手続き)

入会手続きについては、以下の通りとします。

1. 利用者が本規約に同意のうえ、当社所定の方法にて入会の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に、本施設の定額制利用に関する契約(以下「契約」といいます)が成立します。
2. 当社は、利用者から入会申込みがあった際に、所定の審査を行い、第 3 条に適合しないまたは適合しないおそれがあると判断した場合には、入会を拒否できるものとします。
3. 本人確認資料を提出して入会申し込み手続きを行い、当社が認める入会金、入会日の日割り分と翌月 1 ヶ月分の会員の種類毎に定められた会費、及び事務手数料を納入していただきます。

### 第 5 条 (入会金・事務手数料)

1. 返還は行わないものとします。

入会金、事務手数料は、当社が定める金額とします。

会員は、入会時に、別途当社が定める入会金を支払うものとします。

### 第 6 条 (月額利用料)

1. 会員は、当社が別途定める月額利用料(以下「月額利用料」といいます)を支払うものとします。なお、会員制ですのでご利用のない月も会費もお支払いは必要になります。

●決済方法 支払(請求)時期

2. クレジットカード・口座振替

毎月 26 日に請求します。

3. 本施設を利用していない月に関しても、月額利用料の全額をお支払いいただくものとし、一旦支払われた会費は、理由のいかんにかかわらず返金いたしかねます。

## 第 7 条 (契約期間)

1. 契約期間は入会月から最低 6 ヶ月間とします。
2. 契約期間中に退会する場合は、当社が定める違約金を支払うとします。

## 第 8 条 (予約・キャンセル)

1. 会員が無断キャンセルを行ったことにより、本施設利用の予約を制限された場合であっても、会員は月額利用料を支払う義務を負うものとし、当社は受領済の月額利用料の返還は行いません。
2. 前項の規定は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合の会員による月額利用料の返還請求を妨げるものではありません。

## 第 9 条 (コース・利用変更)

1. 会員が契約中のコース内容を変更する場合には、入会日から 3 ヶ月後になり、1 ヶ月前手続きとなります。当社が定める変更手続きを行い。変更手続きが完了した日の翌月 1 日から、変更後の内容が適用されます。
2. 入会月から 3 ヶ月以内のコース・利用変更は変更手数料として手数料 3300 円 (税込) をお支払いいただきます。
3. 2 回目以降のプラン変更は前回の变更日期から 2 ヶ月経過後の変更手続きとなります。

(例)

### ●1 月からプラン変更ご希望の場合

12 月 1 日から 12 月 10 日 18 時までにご来店いただき所定のお手続きを行なっておりますと 1 月 1 日から変更後プランとなります。

### ●2 回目以降のプラン変更ご希望の場合

前回のプラン变更日期が 1 月 1 日の場合、3 月 1 日以降変更手続きが可能となります。

## 第 10 条 (休会)

- 休会希望月の 1 ヶ月前の手続きとなります。
  - 月額 1100 円 (税込)
1. 引越し、多忙など諸事情で休会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店のうえ、所定の手続きを経て、入会手続き月の翌月 1 日から休会になります。
  2. 休会中の会員が、利用を再開しようとする場合、当社の指定する手続き(以下「利用再開手続き」といいます)を行うものとします。
  3. 利用再開手続きが完了(以下「復会」といいます)した会員は、休会前と同条件にて本施設を利用できるものとします。
  4. 休会月は契約期間の 6 ヶ月には含まれないとします。

## 第 11 条 (退会)

●本施設を退会しようとする会員は、利用登録中の店舗に来店のうえ、別途当社が指定する退会手続きを行うものとします。なお、退会日については、下記表に定めます。

1. 退会希望月の 1 ヶ月前手続きとなります。  
身分証を持参して店舗にご来店いただき、所定の手続きを経て退会手続き月の末日に退会完了いたします。

(例)1 月末日で退会ご希望の場合

身分証を持参の上店舗に 12 月 1 日～10 日までにご来店いただき、所定の 手続きを行っていただきますと、1 月末日での退会となります。

- 2.会員が退会するにあたり、滞納している会費等がある場合は直ちに残金及び 1 件あたり 1, 000 円(税別)の手数料をお支払いいただきます。会員は退会後も支払義務を負うものとします。
  - 3.当日の退会手続きは如何なる場合もいたしかねます。
  - 4.会員が退会する場合当社が定めた違約金が発生します。ただし入会后 6 ヶ月を経過している場合については違約金は発生しません。
  - 5.退会手続きが完了した場合でも、退会日まで本施設を利用することができます。
- ※休会、コース・利用変更全てのお手続きに関しまして、2 回目以降のお手続きは前回の変更日から 2 ヶ月経過後の変更手続きとなります。

## 第 12 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2)死亡したとき
- (3)第 3 条に記載の会員失格に適合しなくなったとき
- (4)第 13 条により契約の解除をされたとき

## 第 13 条 (契約解除)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員との契約を解除できるものとします。

- (1)当社に提供した登録情報に嘘偽の内容が含まれていた時
- (2)本施設の設備等を故意または重過失により破壊したとき
- (3)月額利用料、その他の諸費用を 3 ヶ月以上滞納したとき
- (4)本規約、個別規定等に違反したとき

●前項に該当した会員は、当社に対する損害賠償および支払い済みの料金の返還等の請求は行えません。

## 第 14 条 (規定外事項)

本規約に規定のない事項は、セルフエステ b project 施設利用規約、その他個別規定等に従うものとします。

## 第 15 条 (利用規約の改定)

1. 当社は、必要と判断した時、利用者の承諾を得ることなく本規約を改定することがあり、本施設の WEB サイト上に規約の改定内容等が表示された時点より、効力を生じるものとします。
2. 本規約の内容が改定され、改定後においても引き続き本施設を利用した場合、利用者は、本規約の改定に同意したものとみなされ、利用者および当社は、改定後の規約に拘束されるものとします。